

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年1月29日
【発行者名】	日本ビルファンド投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 西山 晃一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	日本ビルファンドマネジメント株式会社 取締役運営本部長 齋藤 徹也
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
【電話番号】	03（3516）3370
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1 【提出理由】

本投資法人の主要な関係法人の異動につき、本投資法人役員会において以下のとおり決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(1) 新たに主要な関係法人となった法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

①名称

令和アカウンティング・ホールディングス株式会社

②資本金の額

60百万円（2020年12月31日時点）

③関係業務の概要

（ア）本投資法人の計算に関する事務

（イ）本投資法人の会計帳簿の作成に関する事務

（ウ）本投資法人の納税に関する事務のうち税理士法第2条第1項に掲げる業務以外の業務

(2) 異動の理由及びその年月日

①異動の理由

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第117条第5号に規定される計算に関する事務、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」といいます。）第169条第2項第6号に規定される会計帳簿の作成に関する事務、及び同項第7号に規定される納税に関する事務のうち税理士法第2条第1項に掲げる業務以外の業務の委託先について、従来の税理士法人 令和会計社から令和アカウンティング・ホールディングス株式会社に変更することを決定しました。これに伴い、同社が新たに本投資法人の主要な関係法人に該当することとなりました。

なお、投信法施行規則第169条第2項第7号に規定される納税に関する事務のうち税理士法第2条第1項に掲げる業務は、引き続き税理士法人 令和会計社を委託先としますので、同法人が本投資法人の主要な関係法人であることに変更はありません。

②異動の年月日

2021年4月1日